

農商工連携等人材育成事業採択 ～中小企業庁～

本事業は、農商工連携に積極的に取り組もうとする人材を発掘し、農林漁業、商工業両方の経営実務に必要な知識を習得するため、講義や農場等における実地研修を実施、農商工連携に取り組む人的基盤を形成することができるよう、研修実施に必要な費用を全国中小企業団体中央会が助成するもので、全国から100件の応募があり、本会を含む55件が採択された。以下に事業の概要を紹介する。

採 択 テ ー マ：岩手県の地域資源を活かした農商工連携推進アントレプレナー育成研修

(研修名：いわてアグリ&ビジネス・マネジメントスクール)

研 修 の 狙 い：地域の資源の強みを活かし、生産から消費までの一連のバリューチェーン（生産から販売までの価値連鎖）について、全体最適の視点でコーディネートができ、且つ食品分野において売れる商品作りを推進できる起業家精神に富んだ人材育成を図ることを目指す。

研 修 の 効 果：農林水産県である岩手県の農林水産及び商工業の活性化、地域経済発展の礎となる人材の輩出をテーマに取り組む。最終目標は、農商工連携に取り組む事業者やグループ等を3件以上創出、国の農商工連携等事業計画の認定や岩手県の農商工連携ファンド、いわて希望ファンド事業等の支援制度を活用できる新規性・実現性の高い取り組みの創出を図る。

カリキュラム：本年度の研修は、7月23日から開始の予定。

(1) スタンダード・コース ＜7月23日～10月8日 21日間＞

同コースでは、岩手県の地域資源等に関連したテキストの他、経営戦略等を重視したテキストを追加作成。座学研修は39単位 61.5時間、ロールプレイング研修は6単位 10.5時間、合計45単位 72時間の講義研修を行う。実地研修では、先進的な農業栽培や酪農を行う地域の他、漁業・農業のコラボレーションによる観光産業化に取り組む先進地域を視察、農林水産業の付加価値の向上について合計4単位 16時間の体験学習を行う。

(2) プロフェッショナル・コース ＜10月21日～12月17日 14日間＞

同コースでは、スタンダード・コースの履修生の中で、優秀且つ起業家精神に富んだ人材を選考、農商工連携の取り組みを進めるリーダー人材の育成を目指す。

特徴としては、スタンダード・コースで学んだ理論を実践と融合させるため、農商工連携認定計画の作成をテーマに、岩手の地域資源を活かした農商工連携による新商品開発を行う場合の戦略から商品化までの一連の取り組みについて、ワークショップ型のロールプレイングを中心とした研修を実施、疑似体験の機会を数多く提供することで、研修終了後にスムーズに農商工連携に取り組める基盤づくりを行う。

また上記のロールプレイング研修で、各グループが策定した新商品開発計画について、試作体験を行う他、試作商品に関して外部モニターによる市場テストについても疑似体験を行い、試作品の評価及び改善について体験学習を行う。

留 意 事 項：募集開始時期は6月下旬頃予定。研修受講料は無料。募集人数は50名程度。

本件に関する問い合わせは、本会統括指導センター TEL：019-624-1363 まで。



昨年度の農商工連携等人材育成研修の様子

平成 22 年度 専門委員会を開催

本会では、6月11日（金）、産業活性化委員会及び地域活力強化委員会の両専門委員会を開催した。

この委員会は、中小企業組織化支援事業の推進を図り、本会の更なる政策提言機能の強化を図るため平成15年度から設置したもので、中小企業団体岩手県大会、中小企業団体全国大会等に対し、種々の政策提言を行うこととしている。

本会役員(会長を除く)を地域活力強化委員会(商業関係者)と、産業活性化委員会(工業関係者)の委員に委嘱、提出議案について協議を行った。今後、組合代表者との地区別懇談会での意見要望を受けた後、提出議案を取りまとめることとなる。

専門委員会による取りまとめの結果を以下に紹介する。

1. 包括的中小企業対策の推進

国は、景気後退等厳しい経営環境下にある中小企業者が活力を向上しつつ、経営を継続できるよう、財政措置を含めたあらゆる政策手段を動員して、事業の確保・需要の開拓を強力に推進することが必要である。特に、地域資源を活用した創業・経営革新・農商工連携・産学官連携等に関連した中小企業対策予算の大幅な増額を図られたい。

また、中小企業の経費負担の軽減を図る施策、例えば、年金をはじめとする社会保障制度の保険料引下げ、最低賃金の凍結・引下げ、税負担の軽減などを包括的中小企業対策・施策の「パッケージ」として推進すべきである。

2. 中小企業連携組織対策

中小企業連携組織対策事業（組合支援及び中小企業団体中央会事業費）は、三位一体改革により税源が都道府県に移譲され、同事業の予算化についても都道府県に委ねられているが、都道府県の財政事情を理由に同事業の予算が削減されている。国は、都道府県において、組合支援事業及び中小企業団体中央会の事業費の予算が十分かつ安定的に確保されるよう指導力を発揮し、且つ、連携組織対策の中で連携支援機関である中央会の機能や位置づけの明確化を図られたい。

3. 労働・社会保障制度

(1) 最低賃金の引き上げについて

急速な景気後退の影響を直接受けている中小企業経営は依然として厳しく、生産性の向上が図られていない状態が続いていることから、最低賃金を引き上げる環境ではなく、まずは生産性向上の充実・強化を図られたい。

(2) 厚生年金の適用拡大について

パートタイマー労働者への厚生年金の適用拡大を定めた「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険

法等の一部を改正する法律」は、中小企業の企業活力や雇用面に大きな影響を与えることから、適用範囲や猶予期間を見直すなど再度の検討が必要である。

(3) 労働者派遣制度の改正について

労働者派遣制度については、一定のセーフティネットの整備は必要であるが、中小企業における季節や取引先による必要スタッフの変動への対応難など、中小企業の現状と意見が反映された制度設計とすべきであり、現在の改正法案を見直されたい。

(4) 健康保険料の引上げについて

平成22年4月から中小企業が加入する健康保険料の大幅な引き上げによって経費負担が増え、企業収益や雇用状況に悪影響が出ている中、平成23年度においても保険料の引上げが検討されている。国は、中小企業の健康保険料の負担増につながらないように、健康保険法附則で定められた国の補助率を上限20%に引き上げることが必要である。

4. 不公正取引の排除

大幅な需要不足により長期化するデフレが、中小企業に不利益を与える不当廉売等の行為の誘因となっており、改正独占禁止法を厳正に適用するなど不公正な取引に対し迅速且つ実効性のある対処を行うとともに、下請法の周知徹底や下請ガイドラインの普及啓発を強力に推進されたい。

5. 金融対策

(1) 中小企業高度化事業について

① 高度化融資の償還猶予手続きについて、先に見直しを図られたが、経済環境の変化に対応した金利負担の更なる軽減及び既往貸付の条件変更に係る各種要件緩和等、更なる改善・見直しを行うとともに、診断等の借入手続きの一

層の簡素化も実施していただきたい。

- ② 卸売業団地、工業団地及び商店街の組合員の倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするため、組合が一時的に買い取る場合の借入金に係る支援措置が必要である。また、一時取得に係る不動産取得税、登録免許税、消費税等について大幅な軽減策を講じていただきたい。

6. 官公需対策

国及び地方公共団体は、官公需法や毎年閣議決定されている「国等の契約の方針」に基づく措置及び法令により実施可能な少額随意契約等の措置を積極的に活用するなど、中小企業者や官公需適格組合への発注の増大に努められたい。また、国等の発注については、ダンピング入札の排除措置として改正された低入札価格調査制度の徹底とともに本制度の厳格な運用を実施し、最低制限価格を上回る適正価格での発注が必要である。特に、最低賃金は年々上昇しているにもかかわらず、ダンピング受注等の影響で下請労務単価は年々下がっているため、下請け中小企業の経営圧迫が顕著であり、下請発注の適正化に対する指導監督の強化を図られたい。

また、採算を度外視したダンピングについては、独占禁止法上の「不当廉売」として厳正な対処が必要である。

7. ものづくり支援策の拡充

日本のものづくりの強さを支えている中小企業の技術力の先端性を高める支援、特に中小企業の支援ニーズが未曾有の高さを示した「ものづくり中小企業製品開発等支援事業」（昨年度創設）の補正予算への予算化並びに来年度予算への所要の措置が必要である。また、中小企業が保有する技術・ノウハウの承継等を図る「ものづくり分野の人材育成・確保事業」についても継続支援のための措置を講じていただきたい。

8. 高速道路料金の見直し

高速道路の料金制度について、現在の割引制度を縮小・廃止し、新たな上限料金制度を導入する「高速道路の上限料金制導入に関連する改正法案」が継続審議となっているが、新制度は、多くの中小運送業者をはじめとする中小企業にとって、実質的な通行料金の値上げとなることから、割引制度の維持並びに新たな料金制度の見直しを図られたい。

9. 中小企業関係税制対策

中小企業の積極的な事業展開の促進と成長力強化のた

めに税制の改正が不可欠であることから、次の措置を講ずることが必要である。

(1) 中小法人の定義の見直し

法人税法上等の中小法人の定義を中小企業基本法に倣い資本金 3 億円に改められたい。（現行：税法における中小法人の定義は、資本金 1 億円以下の法人。）

(2) 消費税

① 中小企業の景気が大幅に悪化している中、消費税率引き上げの議論を本格化させることは、内需不振による消費減退を誘発することになるので、行うべきではない。

② 消費税の申告については、通常総会の開催を事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集する旨の定款規定により、法人税及び地方税同様に「1 ヶ月納税期限の延長による 3 ヶ月以内の申告延長の措置」を講じられたい。

(3) 外形標準課税

法人事業税の外形標準課税については、資本金等 1 億円以下の法人への課税対象の拡大は行うべきではない。（現行：資本金 1 億円超を対象）

(4) 商品券等の未引換収益計上

法人税基本通達 2-1-39 について、商品券等に係る未引換分の収益計上時期規定の廃止若しくは延長等、同通達の見直しを図られたい。

(5) 二重課税の排除

流通・消費の段階で課税される領収書等に対する印紙税、揮発油税などは、商品・サービスの取引に対して課税される消費税との二重課税であることから速やかに廃止されたい。

(6) 事業承継に係る相続税の納税猶予制度の見直し

平成 20 年度税制改正において事業後継者を対象にした「事業承継に係る相続税の納税猶予制度」が創設されたところであるが、厳しい適用要件が課されており、事業承継の対象は限定的なものにならざるを得ず、本制度の確実な浸透を図るため要件の緩和及び是正の措置を講じられたい。

(7) 寄付金及び交際費の損金算入制度の見直し

寄付金は、企業の社会的責務として果たすべき社会貢献の一つであるので、指定寄付金の範囲及び損金算入限度額の更なる拡大を講じられたい。また、交際費のうち、企業が行う地域振興や社会貢献等の地域に根ざした事業活動に要する費用については、経費として全額損金算入できるよう見直しされたい。

雇用維持に関する要請を受理

6月17日、岩手県の達増拓也知事及び山崎眞司岩手労働局長、村井淳盛岡市商工観光部参事は本会鈴木会長及び谷村副会長を訪れ、「雇用の維持・拡大」「新規学卒者の採用枠の確保」に関する協力の要請書を提出した。

この要請は、製造業の一部で業況の改善が見られ求人の増加等の兆しが見られるものの、依然として県内では企業業績の低迷等による雇用情勢の悪化が継続している他、失業期間が長期にわたる求職者等に対する支援の強化が求められていることから、産業団体等に対して雇用の維持・拡大並びに新卒者の積極的な採用について、協力を要請する内容となっている。

要請の中で、達増知事は「経営環境の厳しさも十分に理解しているが、雇用の維持・拡大は最大の地域貢献であり、地域のためにも積極的な採用等できる限りの努力をお願いしたい」と発言した。

これに対し、鈴木会長は「景気回復の足取りは重いが、会員500組合等を通じ、その構成員企業約3万社に要請の内容を伝え、雇用に関する取り組みを促進するよう働きかけていきたい」と語った。



達増知事から要請書を受け取る鈴木会長



要請内容について答弁する鈴木会長

雇用開発促進地域を指定

～岩手県雇用対策・労働室～

岩手県では、地域雇用開発促進法に基づき、雇用情勢の厳しい地域の雇用促進と更なる人材活用を支援するため、厚生労働大臣の同意に基づく「雇用開発促進地域」の指定を行った。県内では既に同意を得ている花巻地域等を加え8地域、25市町村が指定を受けている。指定地域では各種奨励金の活用や相談対応等の支援措置が講じられ、中小企業の雇用開発をバックアップすることとなっている。支援の概要は次のとおり。

【雇用開発促進地域（市町村名）】

一関市、藤沢町、平泉町、奥州市、金ヶ崎町、花巻市、大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村、久慈市、洋野町、普代村、野田村、二戸市、軽米町、一戸町、九戸村

【支援措置（一部抜粋）】

雇用開発奨励金…事業所を設置・整備し、地域求職者3人以上を雇入れる事業主に対し、要件に応じ40万円～900万円の範囲で支給。

中核人材活用奨励金…新事業展開のため中核人材労働者を雇入れ、かつ中核人材労働者の2倍以上の地域求職者を雇入れた事業主に対し、要件に応じ140～210万円の範囲で支給。

本件に関する問い合わせは、岩手県 商工労働観光部 雇用対策・労働室 TEL：019-629-5591 まで。

国等の官公需契約の方針発表

国では、官公需の発注を通じて中小企業者の経営基盤強化を図るため、官公需法を制定して受注機会の拡大に向け各種施策を講じている。その根幹をなすのが「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」であり、6月18日に閣議決定され、ホームページ等で公表されている。

今年度の契約方針における特筆すべきポイントとしては、次の(1)(2)がある。

- (1) 今年度の中小企業者向けの物品・工事・役務の官公需契約目標額が、官公需総予算額の56.2%となり（3兆8,656億円）、過去最高水準となったこと。
- (2) 契約方針の「中小企業者の受注機会の増大のための措置」の表現に「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする」という表現の他に「国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努める」「国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努める」など、適格組合制度の周知について特別な配慮がなされている。

中小企業者向け官公需の発注増大を強く要望しているのは、中央会並びにその会員である中小企業組合であり、契約方針における50%を超える契約目標の設定や官公需適格組合への配慮は大きな成果であり、要望活動の結果である。

さらに22年度の契約方針に新たに盛り込まれた事項としては

(1) 中小企業者の自助努力への支援強化

- ① 国の発注機関毎に「官公需相談窓口」を設置
- ② 官公需の仕事探しの相談に応じる「官公需総合相談センター(仮称)」を全国に設置
- ③ 中小企業支援機関での支援ツールとして、官公需情報ポータルサイトの利用を促進

(2) ダンピング防止対策の充実

- ① 低入札価格調査において、入札価格内訳書の徴収を徹底
- ② 落札者名の公表を徹底し、公正取引委員会、労働基準監督署などの規制当局による監視に繋げる

(3) 特殊会社（民営化により官公需法の対象外になった特殊会社）に対する努力要請

なお、官公需適格組合の活用については、当該組織体が中小企業団体中央会の指導・支援を受けつつ、組合員である中小企業者が一体となって、受注契約を確実に履行するための技術力や施工・生産・役務提供能力等の向上を図り、発注機関の信頼に十分応えることのできる責任体制の維持に最大の努力を払っており、この要件に合致した組合を中小企業庁が証明した機関であるが、地方自治体における適格組合制度への認識が不足しているという中央会からの強い要請に基づき、契約方針には上述のとおり「**国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努める**」とあり、これに基づき契約方針の決定後、経済産業大臣から各知事宛に要請の文書が発出される。内容は、官公需法に基づき、各都道府県においても官公需適格組合の活用を含め、中小企業者の受注機会の増大に取り組むこと、各市町村に対しても同様の趣旨を周知することとなっている。

また、本会でも市町村ネットワーク会議や官公需問題懇談会、連携促進懇談会等を通じ、官公需適格組合制度に関する周知について、今後とも機会を捉えて制度普及に努めていく所存である。

なお県内には、以下の24の組合が官公需適格組合の証明を受けている。

名 称	所在地	名 称	所在地
岩手県畳企業組合	盛岡市	東磐井中央自動車協業組合	千厩町
岩手県石油商業協同組合	盛岡市	協業組合西和賀オートサービスセンター	西和賀町
岩手県生コンクリート協同組合	盛岡市	岩手県ビル管理事業協同組合	盛岡市
岩手県南生コン業協同組合	奥州市	盛岡市上下水道工事業協同組合	盛岡市
岩手県沿岸生コンクリート協同組合	釜石市	岩手県消防防災設備協同組合	盛岡市
岩手県北生コンクリート協同組合	二戸市	協業組合大船渡車検センター	大船渡市
岩手県久慈地区生コンクリート協同組合	久慈市	岩手県総合建設業協同組合	盛岡市
岩手県気仙生コンクリート協同組合	大船渡市	江刺上下水道工事業協同組合	奥州市
岩手県畳工業組合	盛岡市	岩手中部トラック事業協同組合	花巻市
岩手県液化ガス事業協同組合	盛岡市	両磐一関トラック事業協同組合	一関市
久慈自動車整備協業組合	久慈市	一関市水道工事業協同組合	一関市
花巻自動車整備協業組合	花巻市	北上市水道工事業協同組合	北上市

成功店モデル創出波及事業を開始

本会では、商店街を形成する個店の魅力向上、商店街の活性化手法の修得に向け、平成17年度より成功店モデル創出波及事業(通称：ウルトラD)実施しており、これまで対象となった店舗は高い実績と成果が得られてきた。

本年度は、釜石市・宮古市から予算措置を受け中央会が実施、また岩手県商店街振興組合連合会が県から予算措置を受け計3地区で実施する。専門家にはウルトラD提唱者である福島市の中小企業診断士 高橋幸司氏を招へい、スタートアップ研修会を皮切りに対象店舗を決定、以降3～4ヶ月間に月1回の頻度で個店指導及び個店指導対象店舗によるサークル研修(参加店舗全体会議)を実施する。その間、月毎の売上額・客数・客単価の3項目について、前年実績対比により検証するほか、各店舗は月初に目標をシートで提出し、月末にその行動内容と成果について報告、専門家からより深く切り込んだアドバイスが受けられる。また臨店指導終了後には、対象店舗による「成果報告会」を開催し、ウルトラDを通じて得られたノウハウと成果について発表し、その普及を図ることとしている。事業実施期間中は「通信コンサルティング」による随時相談やメール・ファックスでアドバイスが受けられるなど、その指導内容は非常に密度の濃いものとなっており、今後とも各地区で元気なお店が創出され、商店街全体への波及が大いに期待されている。



スタートアップ研修会(大船渡)開催風景

本件に関する問い合わせは、本会連携支援部 ☎：019-624-1363 まで。

商工中金の危機対応業務の概要

危機対応業務の概要

商工中金は、政府の緊急経済対策等に基づき、
「利子補給制度」の取り扱いを開始する等
危機対応業務を拡充するとともに
その取扱期限を延長します。

① 「利子補給制度」の取扱開始

危機対応業務のうち新たな設備資金等について、借入金利を0.5%、借入日より2年間継続して引き下げ※します。

※利子補給制度は取扱期限が定められています。詳細は商工中金の本・支店までお問い合わせください。

② 取扱期限の延長

危機対応業務の取扱期限を平成23年3月末まで1年間延長します。

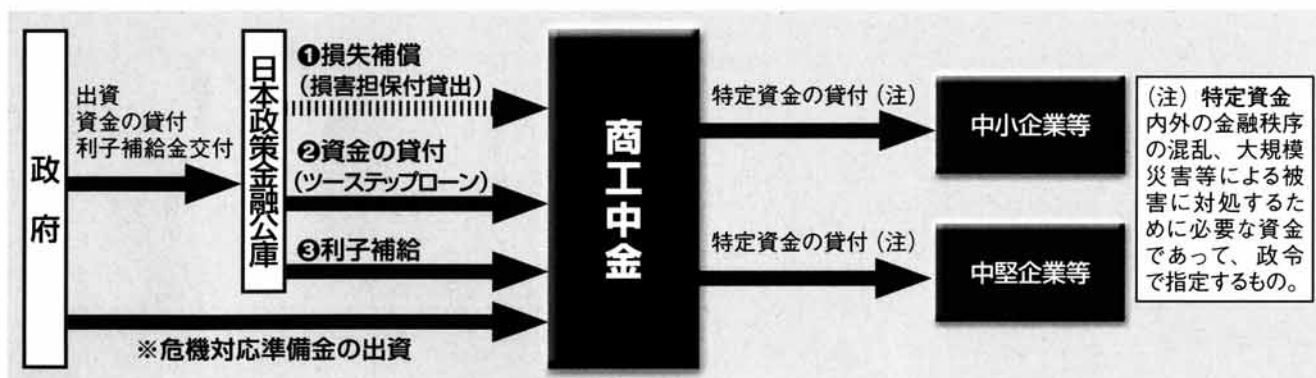
◆商工中金の危機対応業務

■2008年10月1日以降、災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応するため、新たに危機対応体制が構築されています。

商工中金は、中小企業・中堅企業等に対し危機対応のための融資等を実施する機関（指定金融機関※）として定められています。

※指定金融機関：申請する民間金融機関のうち、一定の基準を満たすものを主務大臣が指定（商工中金と日本政策投資銀行）
 主務大臣が危機を認定した場合には、公庫からのリスク補完等を受けて、貸付等の「危機対応業務」を実施

◆危機対応業務の概要



①損失担保貸出：日本政策金融公庫からの信用補完（損失額の一部補償）を受け、特定資金の貸付を行う制度
 補償割合：中小企業等向け 80%、中堅企業向け 70%

②ツーステップローン：日本政策金融公庫から財政投融资貸付等を原資としたバックファイナンスを受けて、特定資金の貸付を行う制度

③利子補給制度：（平成22年2月15日より取扱開始）商工中金が日本政策金融公庫から利子補給を受けることを前提に特別利率にて設備資金等の貸付を行う制度

※危機対応準備金：危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤の確保のため、平成21年7月に、1,500億円を危機対応準備金として受け入れ

◆危機対応業務で取り扱う制度の概要

●中小企業等対象					
対象となる 特別相談窓口	対象者	資金名 貸付限度額	損害 担保	ツーステップ ローン	利子 補給
生活対策	社会的・経済的環境の変化等外的な要因により一時的に業況が悪化し（※1）、資金繰りに著しい支障をきたした事業者の方で中長期的にはその業況の回復が見込まれる方 （※1の例） ・売上の減少 ・経常利益または当期利益の減少 ・仕入先・販売先との取引条件等の悪化	経営環境変化 対応資金 7億2千万円	○	○ 〔借換 一本化 利用可〕	○
建築関連・ インフルエンザ等	左記による影響を受けた事業者の方で中長期的にはその業況の回復が見込まれる方		○		○
国際金融不安 関連	取引金融機関との取引条件（※2）が悪化したことにより資金繰りに支障をきたした事業者の方で中長期的にはその業況の回復が見込まれる方 （※2の例） ・取引金融機関から、借入残高の減少、担保・保証人の追加、借入金利の引き上げの要請等を受けている	金融環境変化 対応資金 3億円	○	○ 〔借換 一本化 利用可〕	○
	取引企業の倒産により経営に困難（※3）をきたしている事業者の方であって、その経営が安定することが見込まれる方 （但し、運転資金のみの取扱い） （※3の例） ・倒産企業に対して50万円以上の売掛金債権等を有する ・倒産企業との取引額が全取引額の10%以上を占める	取引企業倒産 対応資金 1億5千万円	○	○	
災害関連	災害によって被害を受けた事業者の方	災害復旧資金 1億5千万円	○		○
貸出期間	設備：15年以内（但し、災害関連は10年以内） 運転：5年以内（特例：8年以内）（但し、災害関連は10年以内）				
適用利率	所定の利率（担保条件・財務条件等によって異なります） ※利子補給（設備資金等）利用の場合、融資後2年間の貸付利率を0.5%引き下げ				
●中堅企業等対象					
対象となる 特別相談窓口	対象者	制度名	貸付限度額	利子 補給	
国際金融不安 関連	国際的な金融秩序の混乱による影響を受け一時的に業況が悪化した事業者（※4）の方で中長期的にはその業況が回復し、かつ経営の安定が見込まれる方 （※4の例） ・債券発行による資金調達に困難をきたしている、またはきたす恐れがある ・取引金融機関との取引条件が悪化 ・仕入先・販売先との取引条件等の悪化	損害担保付貸付	累計20億円		
		ツーステップローン	限度なし	○	
貸出期間	設備：1年超15年以内 運転：1年超10年以内				
適用利率	所定の利率（担保条件・財務条件等によって異なります） ※利子補給（設備資金等）利用の場合、融資後2年間の貸付利率を0.5%引き下げ				

ご融資にあたりましては、商工中金の所定の審査があります。
詳細につきましては商工中金の本・支店までお問い合わせください。

中央会さん、出番ですよ ～最近の支援事例～

現在、中央会では、地元産の原料や資材を活用して新しい商品の開発等を行う企業や、産直等が行う魅力ある店舗づくりに向けた支援事業を実施している。今回は、本会の支援事例の中から、山田町の「山田の牡蠣くん（佐々木俊之氏）」と北上市の「株式会社展勝地」の取り組みへの支援について紹介する。

【ラベルデザイン改善で販売拡大】

（地域力連携拠点事業にて支援）

山田町は豊富な海産物に恵まれ、様々な加工製品も開発販売されている。

当地在住の佐々木俊之氏は、山田町で牡蠣やホタテの養殖を営む傍ら、牡蠣を燻製しオリーブ漬けした「山田の牡蠣くん」を試作、仲間内から高い評価を得たことから、本格的な製造・販売を開始した。

口コミ効果等により商品は瞬く間に知れ渡り、大きな評判となりメールやFAXでの注文が殺到するなど、好調なスタートを切った。

売れ行き好調にあっても佐々木氏には一つの悩みがあり、本会へ相談。

内容は、パッケージデザインの改善。「中身はいいが、外見とのギャップがある」という声に基づき、本会が専門家を活用しながら、容器・ラベルデザインの具体的改善案を提示、新たな新パッケージは大好評を博している。

これら支援は直接販売以外の販路拡大にも奏功し、現在、盛岡南イオン「結いの市」や県産品販売所「ららいわて」等で販売を行っている。

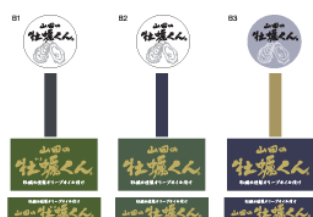
今後にも必要に応じ販路開拓等の支援を行う予定。



デザイン変更前の山田の牡蠣くん



新しい山田の牡蠣くん



デザイン案の変遷

【桜並木と「もち館」で賑わいを】

（地域力連携拠点事業にて支援）

北上市立公園である「展勝地」には、約1万本の桜と10万本のツツジがあり、「日本の桜名所100選」にも選ばれた日本有数の名所として知られている。

北上川沿いには約2kmの桜並木がある他、周辺には東北一の野外博物館「みちのく民俗村」や米蔵風に再現された「展勝地レストハウス」がありシーズンは多くの観光客で賑わう。

株式会社展勝地は、この展勝地レストハウスを運営する共同出資会社である。

同社ではこれまで、人の手による杵つき餅の販売を行ってきたが、年を追うごとに立ち寄り客の評判を得たため、増産を図るべく、新たに餅の加工販売施設の設置・稼働を検討、本会の地域力連携拠点事業を活用し、その実現に向け検討を行った。

本会では、施設の設置にあたり衛生面で万全を期すため、人・食材の動線レイアウト（動線の交差による食材等汚染の防止）と設計図面の精査、各種マニュアル（餅加工マニュアルの他、衛生管理、食品管理等）作成について専門家指導を実施、これら支援の結果、新たに完成した「もち館」は、4月15日より開催した「展勝地さくらまつり」に合わせてオープン、沢山の観光客で賑わいを見せた。

今後にも必要に応じ支援を展開する予定。



レストハウスと桜並木



売れ行き好調な餅商品

～世界から Guten Tag! (グーテン・ターク=ドイツ語でこんにちは)～

このコーナーは、岩手に縁のある外国人の方から、日本や岩手について思うことを自由に寄稿いただくコーナー。今回は(財)岩手県国際交流協会所属の Markus Rosken (マルクス・ロスケン) さん。

私は Markus Rosken と申します。私はドイツの環境運動や政治についてお伝えしようと思います。ドイツは日本と同じく、70年代からの経済利益優先のせいで大規模な環境破壊問題を経験しました。

そしてソ連のチェルノブイリ事故をきっかけにドイツの原子力発電反対運動が起きました。その運動は原子力の危険性だけではなく、安易な廃棄物処理への警鐘、そして平和、教育など環境問題以外への訴えもありました。

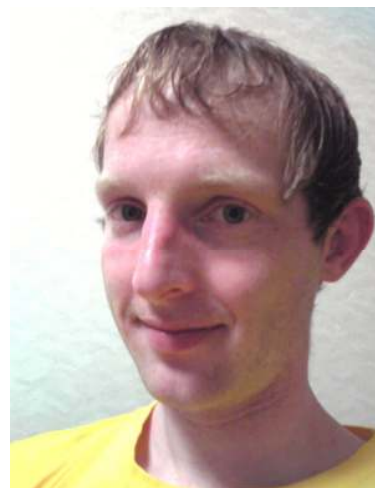
当時、ドイツ全土が一丸になって環境問題に注目していたわけではありませんでした。そんな状況下でこの団体がドイツ人に環境問題を意識させるきっかけを作りました。その運動から「緑党」-「Die Grünen」という政党が生まれました。

90年代、緑党が初めて政治の舞台に登場し、色々な法律が生まれました。焦って原子力に頼らない、デポジット缶（デポジット料金課金制度）、ゴミをリサイクルに出す以前に、なるべくゴミを減らすようにする等の政策を作りました。当時の法律は改正された形で今日ドイツの環境政治の礎になりました。

一番大きな威力を発揮した政策は再生可能エネルギー発展への補助金政策でした。これは今でも政府にとって高額な出費ですが、結果として、ドイツは風車や太陽光発電市場で世界一になり大変大きな利益に繋がりました。

ドイツの再生可能エネルギーのサクセスストーリーは三つの事を証明してくれました。①環境に優しい政策を政治家に期待するだけではいけません。政治家と経済界に、「現状のシステムに不満を感じ、それを問いただす、そして新しい変化などを求める」などというアクションはあまり期待できません。市民から環境運動の呼び声が高まったりするとやっとのことで政治・経済界は重い腰を上げるのをよく見かけます。そもそも民主主義では国民も常日頃政治に参加しなければならない義務があります。②環境に優しい政策は経済と国民生活に良いという事です。ドイツの再生可能エネルギー政策は新たな就業機会の開拓と技術革新を推進しました。③環境を無視する、国の経済的利益だけを考える政治は誰にとっても結局は良くないのです。豊かな生活はお金だけではなく、精神面でも充実した生活と元気な自然が必要で、それは良い人生にとって欠かせないものです。今動くことは私たちの責務です。「私のせいではない」などと言っているようではこれほどの重大な問題を解決出来ません。

日本はよく「少しずつのステップでいいです」や「新しい技術を発展させて、いつの日か今よりもCO2排出量を減らす」という生易しい言葉を宣言しています。これは事実を無視している態度です。現在の気象変化は30年前の環境罪の結果です。ですから今日排出するガスやゴミの結果は私たちの次の世代への負の遺産になってしまいます。環境問題の解決はマイバッグやマイ箸だけではなく、私たちは今のライフスタイルを大きく変化させないと次の世代は私たちの罪を直すチャンスさえ無くなります。日本に来て以来ずっと私はこのような事をいつも思っています。どうかもっと考えてみて下さい。まだ遅すぎることはないのです。



～ 会 員 情 報 ～

住宅エコポイント交換商品券提供事業者に選定 遠野すずらん振興協同組合、くずまき商業協同組合、協同組合二戸ポイントカード会、むろね商業協同組合、ひらいずみ商業協同組合		快適ドライブを情報でサポート 岩手県石油商業協同組合 （宮田謙理事長）
地球温暖化対策推進と経済活性化を図る「住宅エコポイント事業」のポイントと交換できる地域商品券として、2次募集を行ったところ県内の5商品券発行組合が選定された。今回の2次募集では、全国で51件の地域商品券発行組合が選定されている。7月上旬からの交換開始を目指し準備を進めている。		給油所情報や道路の運行状況等、快適なドライブをサポートするため組合ではHP「ドライブサポートステーション」を展開中。 http://www.ginga.or.jp/~issnet/
環境に優しい団地を目指す 盛岡テクノパーク協同組合 （重石桂司理事長）	創立20周年記念式典を開催 岩手県総合建設業協同組合 （小山茂理事長）	岩泉まつたけを地域団体商標へ 岩泉まつたけ事業協同組合 （佐々木大和理事長）
同工業団地内には清涼な湧き水が流れている。環境整備事業の一貫として、組合では湧き水の貯蔵枡を設置、環境に優しい団地を目指すとともに、豊富な水量の新たな利用策の検討を始めている。	組合では、6月20日、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにて創立20周年記念式典を開催した。当日は関係者多数の参加の下、盛大かつ厳粛のうちに式典は終了した。	組合では、関係機関と連携し「岩泉まつたけ」の地域団体商標登録を目指す。町内産まつたけの価値向上を図る他、まつたけツアーの企画等による交流人口拡大やブランド化により魅力をPRする。

高度化貸付に関する改訂（中小企業庁）

中小企業庁及び(独立)中小企業基盤整備機構では、高度化事業に関して、5月31日付けで以下の改正を行ったことを発表した。これにより、都道府県からの求めに応じた弾力的な対応が可能となっている。

- (1) 延滞債権にかかる弁済の弾力化…高度化貸付にかかる延滞債権について、都道府県が徴収上、有利であると認めた場合、履行期限を延長する特約設定を可能としたこと。
- (2) 違約金免除の要件緩和…期限が到来し延滞していた元金及び利息を全て弁済した場合、債務者等の資力に応じて、違約金の全部を請求しないことを可能としたこと。
- (3) 償還猶予等の弾力化…中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定される再生計画等に、経済合理性が認められる場合、当該計画に応じた償還猶予及び最終償還期限の延長を行うことを可能としたこと。

本件に関する問い合わせは、中小企業庁 経営支援部 経営支援課 TEL：03-3501-1763 または(独立)中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 高度化事業管理課 TEL：03-5470-1536 まで。

省エネ・バリアフリー改修事業者向け講習会（全国中央会）

全国中央会では、地域の中小・小規模企業が将来の中核人材や、即戦力人材を確保することを支援する人材対策事業の一貫として「省エネ・バリアフリー改修工事の人材育成に関する研修事業」を日本コンベンションサービス株式会社に委託し、現場でリフォーム改修に携わる工務店等の事業者がリフォームに関する知識やスキルの向上を図るための講習会を、全国40ヶ所で開催する。岩手県では、次の日程で開催される予定。

- 日時：平成22年9月15日（水）午後12時30分～午後4時40分
 - 場所：盛岡市 盛岡駅西通「マリオス」内会議室
 - 内容：「省エネリフォーム」「リフォーム会社の経営、営業のポイント」「住宅のバリアフリー化」等
- 本件に関する問い合わせは、全国中央会政策推進部 TEL：03-3523-4902 まで。

組織化動向 ～新しく設立された組合の紹介～

盛岡・紫波地区都市環境事業協同組合	創立総会	平成22年6月8日
地域の一般廃棄物処理業者は、これまで収集運搬・再資源化等の実施によって、地域循環型社会の構築に貢献してきたが、さらなる経営安定と高度化に向け知識と経験等を集約し、一層の地域環境保全に取り組むため、法に基づく事業協同組合を設立。	地 区	盛岡市、矢巾町及び紫波町の区域
	事 業	① 組合員の行う廃棄物収集、運搬業務及び処理の共同受注 ② 教育情報提供事業 ③ 福利厚生 ④ 付帯事業

東緬協同組合	創立総会	平成22年6月23日
縫製業界は、中国等の低価格生産品等を押され厳しい経営環境が続いている一方、高品質で高度な縫製技術を活かした新たな取り組みも出始めている。県内縫製加工業者が縫製業務の共同受注や資材の共同購買等を実施し、経営の合理化、効率化を図る。	地 区	岩手県の区域
	事 業	① 組合員の行う縫製加工業務の共同受注 ② 組合員の取り扱う資材の共同購買 ③ 教育情報提供事業 ④ 福利厚生 ⑤ 付帯事業

花泉物産協同組合	創立総会	平成22年6月23日
花泉町の農業者・小売業者等が連携し、安心・安全な地元農産物等の販売施設設置に向けた検討を行い、地産地消の促進と特産品PRの他、加工食品開発や流通ルート開拓等を目指し、併せて雇用創出にも繋げたいとの声を受け、事業協同組合を設立。	地 区	一関市花泉町の区域
	事 業	① 共同施設の設置に関する調査研究 ② 組合員の取扱品の共同販売 ③ 教育情報提供事業 ④ 福利厚生 ⑤ 付帯事業

～ Q & A コーナー ～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題について、Q & A形式で紹介。

(質問) 「組合の政治的中立の解釈について」

中小企業等協同組合法第5条第3項に規定する「組合は、特定の政党のために利用してはならない」とは、政治活動を一切禁止しているものと解釈すべきか否か。

(回答)

同上の規定は、通称「政治的中立の原則」と称されるものである。

中小企業者等が共同して事業を行う組織である組合は、経済団体という基本的性格を逸脱して政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用されることは、組合の本来の目的からみて当然のこととして禁止している訳である。

しかし、本規定は、組合の外部勢力により、あるいは組合内部の少数者によって、組合が政治目的のために悪用されることを防止する趣旨であり、したがって、総会等で特定候補者の支持を決議し、その者への投票を組合員に強制すること等を禁じているものと解されるので、組合の健全な発展を図るための例えば国会等への建議、陳情等までも禁止する意味を持つものではない。

貸金業法の施行（金融庁）

6月18日より「消費者金融などの貸金業者に関する規制等を定めた法律(貸金業法)」が施行された。改正のポイントは以下のとおり（詳細は「金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/>」を参照）。

【過剰貸付けの抑制】…貸金業者からの借入残高の上限を規制する「総量規制（貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超えている者について新規貸付を禁止）」を導入。総量規制は個人の借入に適用され、法人名義での借り入れは対象外。また、貸金業者とは、消費者金融、クレジットカード会社を指し、銀行は含まれない。

【金利体系の適正化】…これまでの出資法の上限金利(29.2%)を引き下げ、利息制限法の水準(借入金額に応じて15～20%)を上限金利とする。

本件に関する問い合わせは、金融庁・金融サービス利用者相談室 TEL：0570-016-811 まで。

揮発油税等の特例税率の停止（国税庁）

揮発油には、出荷の際に揮発油税及び地方揮発油税の特例税率(53.8 円/L)が課税されているが、揮発油の平均小売価格が連続3か月にわたり160 円/Lを超えた場合、本則税率(28.7 円/L)が適用される。その後、揮発油の平均小売価格が連続3か月にわたり130 円/Lを下回る場合、特例税率の適用が再開される。揮発油の販売業者においては、「特例税率の適用停止に伴う手持品控除」によって控除(または還付)を受けることができる。また、「特例税率の適用再開に伴う手持品課税」によって本則税率と特例税率との差額の揮発油税等が課されることになる。

本件に関する問い合わせは、東京国税局(消費税課諸税第3係) TEL：03-3216-6811(内線2666) まで。

新エネルギー等導入加速補助金（新エネルギー導入促進協議会）

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会では、平成22年度の新エネルギー等導入加速化支援対策事業の公募を実施している。事業の概要は以下のとおり。

- 事業の概要…新エネルギー利用等の設備導入事業を行う民間事業者に対し、事業費の一部を補助。
- 補助対象事業…先進的な新エネルギー等利用設備を導入する事業が補助対象となる。具体的な対象設備としては、太陽光発電・風力発電・バイオマス発電・温度差エネルギー利用・水力発電・天然ガスコージェネレーション・燃料電池・マイクログリッド等。
- 補助率…補助対象経費の1／3以内で、1件当たりの上限額は10億円(別途、詳細な規程有り)。
- 応募受付期間…予算枠に応じ、秋口に公募を予定。

本件に関する問い合わせは、(社団)新エネルギー導入促進協議会 業務第二・三グループ TEL：03-5979-7621、03-5979-7737 まで。

電子手形の買い取り開始（商工組合中央金庫）

株式会社商工組合中央金庫では、取引先の資金調達ニーズに応えるため、4月8日より「電子記録債権（電子手形）」の買い取り業務を開始した。電子記録債権（電子手形）とは、既存の手形債権等と異なり、その発生・譲渡等について電子記録機関への電子記録を要件とする新たな債権形式である。インターネットやFAX等を用いて迅速・簡易に電子手形の発生・譲渡等を行える特徴がある。

商工中金では、日本電子債権機構株式会社と協働し一定条件を満たす債権買い取りを通じて資金調達の円滑化をサポートする。

本件に関する問い合わせは、(株)商工組合中央金庫盛岡支店 TEL：019-622-4185 まで。



景況は改善の動きに停滞(平成 22 年 5 月)

〈全体の概要〉

5 月は、一部の製造業で受注・売上が増加し改善の動きは続いているが、依然として、原材料価格の値上分を製品に転嫁できず販売価格が低水準のまま、収益が圧迫されているとの報告も多い。

中小企業の景況は、内需の低迷や低下したままの販売価格に加え、業種間格差の拡大、原材料価格の上昇など先行き懸念材料が多く、全体的に見ると、改善の動きに停滞が見られる。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ 漬物製造業

野菜の高騰が続き、漬物製品は安値感があるのか売上は増加した。しかし、原料の仕入価格が高いため収益は減少。

◆ 菓子製造業

消費動向に力強さは全く感じられなかった。

◆ 家具・装備品製造業

問屋経由での販売が全体的に減少している状況。

◆ 一般製材業

合板、集成材関係で素材の動きが出始めているものの製材工場での回復はまだまだ先のようだ。

◆ 鉄鉄铸件製造業

国内販売額は緩やかながら徐々に回復。南部鉄器製品の中国向け販路開拓に期待。

◆ 金属製品製造業

車載用コネクタ関連及び半導体関連は好調、弱電関連（家電）は伸び悩み。

◆ 一般機械器具製造業

短納期、コストダウン要請。受注量の増加とともに、原材料上昇。収益を圧迫している。

◆ 酒・調味料小売業

消費低迷と低価格商品の台頭から前年割れ。一般酒販店と量販店の格差が激しく減収減益の様相。

◆ 野菜・果実小売業

卸価格は野菜価格が高騰したことから正常化した。天候不順で入荷状況は潤沢ではない。

◆ 各種商品小売業

客単価の低さと衣料品の売上減少が大きい。

◆ 商店街（一関市）

大手企業の破綻などにより、消費マインドは引き続き悪化。

◆ 商店街（久慈市）

ETC 利用による遠方への外出、商店街の売上低迷。

◆ 旅行業

長いスパンの商品企画が困難。価格競合で低価格傾向に歯止めがからず。職場関係の団体旅行が激減。

◆ 旅館業

GW は ETC 効果で行楽客で賑わうも、中旬以降は個人消費低迷のせいか宿泊客は伸びず。

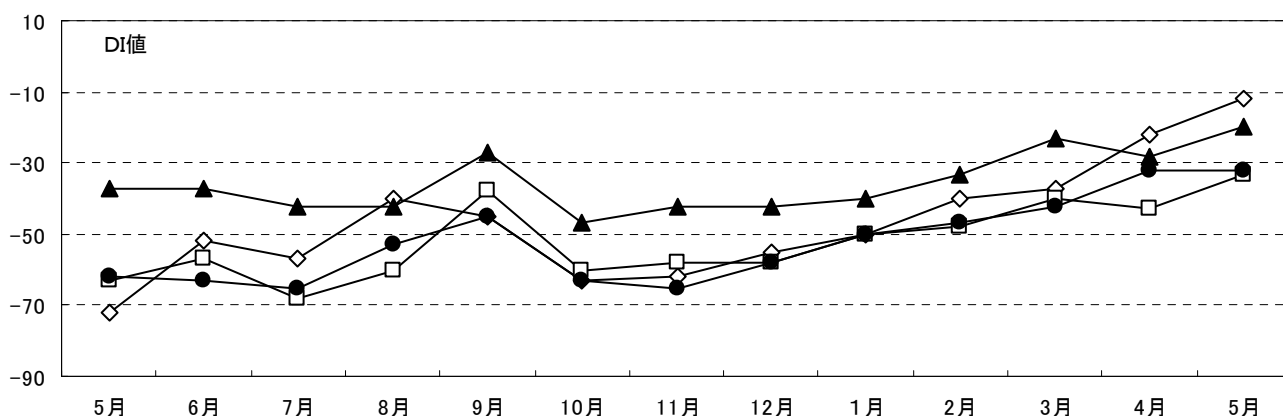
◆ 板金工事業

相変わらず物件少なく、依然として競争力が激しい中で素材の値上を余儀なくされている。

◆ 一般貨物自動車運送業

観光客は減少傾向、天候の影響もあり増収になっていない。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比 D I の推移グラフ（H21 年 5 月～H22 年 5 月）●



《◇…売上 □…収益 ▲…資金繰り ●…景況》

7月開催の地区別懇談会のお知らせ

組合代表者と中央会との地区別懇談会を下記日程にて開催致します。懇談会は、各業界・組合の意見要望を行政への施策や本会支援事業に反映させることを目的としており、多数のご参加をお願いいたします。

担当：本会市場開発部 高橋 (※ 一関・奥州地区は既に終了いたしました。)

回	日 時	開催地区	懇談会	懇親会	会 場
1	7月 5日 (月)	盛岡(商業)	13:30～	—	岩手県民会館
2	7月 7日 (水)	久慈地区	15:00～	あり	久慈グランドホテル
3	7月 8日 (木)	宮古地区	13:30～	—	宮古ホテル沢田屋
4	7月 8日 (木)	二戸地区	15:00～	あり	二戸パークホテル
5	7月13日 (火)	花巻地区	15:00～	あり	ホテルグランシェール花巻
6	7月15日 (木)	北上地区	13:30～	—	ホテルシティプラザ北上
7	7月20日 (火)	大船渡地区	15:00～	あり	大船渡プラザホテル
8	7月21日 (水)	釜石地区	10:00～	—	釜石ベイシティホテル
9	7月22日 (木)	盛岡(工業)	15:00～	あり	ホテル東日本

【お願い】組合決算書等の本会への提出にご協力ください

組合では、通常総会終了後の一定期間内に、所管行政庁への決算書等の届出義務がありますが、その際、本会にも決算書及び通常総会議事録(写しで可)等の提出についてご協力をお願いいたします。

なお、頂戴した決算書等は、本会支援の際必要とする組合情報の整備の他、組合表彰等への貴重な情報源として活用しております。

◆主要日誌◆ (6月1日～ 6月30日)

◎中央会主催事業

- 6/11 専門委員会
青年中央会第一回理事会
- 6/17 ものづくり人材育成事業第1回委員会
- 6/21 地区別懇談会(一関地区)
- 6/22 地区別懇談会(奥州地区)
- 6/24 岩手県商店街振興組合連合会通常総会

◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 6/ 1 岩手県空港利用促進協議会幹事会
- 6/ 3 中心市街地活性化推進事業委員会
- 6/ 4 民主党岩手県総支部連合会定期大会
地方最低賃金審議会使用者側意見交換会

- 6/ 9 岩手県地域ジョブカードセンター運営本部会議
岩手県外国人留学生就職支援協議会
中小企業応援センター合同会議
- 6/10 森が見える家づくり商談促進企画提案委員
- 6/11 全中正副会長と連合幹部との懇談会
- 6/15 貸付審査委員会
- 6/21 岩手県空港利用促進協議会総会
岩手県刑務所出所者等就労支援推進協議会
- 6/25 官公需総合相談センター設置説明会
- 6/28 いわて食料クラスター協議会理事会総会
- 6/29 都道府県中央会事務局代表者会議
官公需諮問委員会
- 6/30 全国中央会正副会長会議、全国中央会総会

～職員退職のお知らせ～

新事業企画室長の猿川裕巳さんは、6月30日をもって本会を退職されましたので、お知らせします。

猿川 裕巳 氏 昭和57年本会入 在職31年

～新入職員の紹介～

7月1日付で新たに職員を採用しましたので紹介します。

昆野 清亮 さん (26歳)

岩手県立大学総合政策学科卒業

写真取り込み